

新生涯学習制度 実地研修についてのお知らせ

残暑の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。

令和4年度より新生涯学習制度が開始され、本制度では卒後5年間を義務教育的な位置づけとして、前期研修（2年間）、後期研修（3年間）を設けています。実地研修では全国の会員所属施設の職場内教育においてOJT導入を誘導することを目的として位置づけられ、前期研修の必須履修要件となっています。

実地研修の進め方については下記をご参照下さい。

実地研修の進め方

- ① 実地研修の対象者の確認（施設会員代表者^{注1}）
自施設内に「実地研修」を受講すべき対象者がいるか否かを確認してください。
- ② 対象者を担当する実地指導者の決定（施設会員代表者）
実地研修終了後に実地指導者が自身のマイページから対象者の履修登録を行うため、必ず対象者と実地指導者の組み合わせを決定し、両者を紐づけるための登録が必要です。
- ③ 対象者1名につき、実地指導者は1名でも複数でも構いません。
ただし、対象者1名に対して、同時に複数名の実地指導者を紐づけることはできません。実地指導者が交代するごとに履修登録と実地指導者変更作業を行ってください。
- ④ 実地研修の実施
- ⑤ 実地研修の修了
- ⑥ 対象者の履修登録（実地指導者^{注2}）
実地指導者が自身のマイページ内から対象者の履修登録を行います。
- ⑦ 見学終了後、速やかに履修登録を行ってください。
履修登録が行われない場合、対象者は実地研修を受講したことになりません。

注1 本研修の責任者として各種必要情報の閲覧や申請権限を有します。
適切に実地研修が実施されているか、実地指導者が対象者の履修登録を行っているか等、実施状況の把握に努める役割があります。

注2 実際に実地研修の指導をする者を指します。
理学療法士会員（在会）かつ登録理学療法士であることが条件です。

実地研修は所属施設の状況によって受講方法が異なります。具体的には自施設に登録理学療法士が在籍しているかどうかということになります。詳しくは下記マニュアルをご確認ください。

前期研修D（実地研修）受講・実施マニュアルはこちら

https://www.japanpt.or.jp/pt/lifelonglearning/asset/pdf/jicchikenshuu_manual_20230801.pdf

実地研修に関するお問い合わせ

【問合せ・連絡先】担当者：青森県理学療法士会 教育局生涯学習部長 佐藤翔
〒036-8563 青森県弘前市本町53
弘前大学医学部附属病院 医療技術部
リハビリテーション部門
TEL 0172-39-5318（FAX 兼用）
E-mail：sho.sig12@gmail.com